

森 報

～須崎地区森林組合広報～



- | | | | |
|-------|--------------------------|-------|---------------|
| 02・03 | 第48回通常総代会開催のご報告 | 08・09 | 森林の土地の所有者届出制度 |
| 04 | 出資金証明書及び出資配当金通知書について | 10 | 相続登記の義務化について |
| 05 | 森林境界明確化事業について・意向調査について | 11 | 新人紹介 |
| 06 | ～機械化への取組み～林業用苗木等資材運搬ドローン | 12 | 木材市況 |
| 07 | 地籍調査・求人条件について | | |

第48回須崎地区森林組合
通常総代会開催のご報告

須崎地区森林組合(代表理事組合長 細木啓延)の令和5年度通常総代会を、6月23日、須崎市の須崎市市民文化会館で開催しました。開会にあたり、細木組合長が次のように挨拶を述べました。

「総代の皆様には、大変お忙しい中、通常総代会にご出席を頂きありがとうございます。平素より当組合の事業運営につきまして、ご指導ご高配を賜っております。ことに、重ねてお礼申し上げます。

令和元年より世界中で猛威を振るいました新型コロナウイルス感染症も新規感染者が減少し本年5月8日には、季節性インフルエンザと同様に5類に移行されました。このことにより国民生活がコロナ感染症前に戻ることに期待したいと思います。

昨年2月に始まったロシアのウクライナ侵略は膠着状態が続き、アメリカ、欧州連合、日本などの主要国によるロシアへの経済制裁も続けられており、天然ガス・原油などのエネルギー資源、小麦・トウモロコシなどの穀物、畜産飼料や農業肥料など多岐にわたる資源供給網が影響を受け、世界経済に大きな影響を及ぼしています。燃料・食料などの資源価格の高騰により欧米等の先進国ではインフレが深刻化し、発展途上国や新興国では金利上昇に伴う債務負担の増大が大きな問題となつてきています。また、地球温暖化の影響により、局地的な豪雨、台風の大型化による大規模な災害が発生し、甚大な被害をもたらしています。このようなことに対し、全世界が対応すべき課題となつていきます。

国内では、先に経験したウッドショックを踏まえ、海外情勢に影響されない国産材需給体制を早急に構築しようとする機運も高まり、木材自給率も40%まで回復し、今後も期待できるようになっていきます。

このような中、当組合といたしまして8月に「森林の持続可能な経営」「安心・安全な職場環境をつくり、従業員の成長と活躍の場の創出」「地域貢献」「森林資源の有効活用及び再生可能エネルギーの普及・促進」を取り組みテーマとし、SDGs(持続可能な開発目標)の宣言をいたしました。

さて、今期、販売部門につきましては、ウッドショック後の木材価格の低迷はありましたが、皆伐再造林事業の推進により木材、林地残材搬出量の増加、大野見ストックヤードでの市場を通さない川下への直接販売により安定的な収益を上げることができました。

森林整備部門につきましても、一般造林事業の受託事業は減少しているものの国有林、森林整備センター等の事業を請負うことにより、事業の確保を図りました。また、林産事業の作業道開設、間伐事業につきましては前年度並みの事業量となりました。

地籍調査事業につきましても、

クライナ侵略は膠着状態が続き、アメリカ、欧州連合、日本などの主要国によるロシアへの経済制裁も続けられており、天然ガス・原油などのエネルギー資源、小麦・トウモロコシなどの穀物、畜産飼料や農業肥料など多岐にわたる資源供給網が影響を受け、世界経済に大きな影響を及ぼしています。燃料・食料などの資源価格の高騰により欧米等の先進国ではインフレが深刻化し、発展途上国や新興国では金利上昇に伴う債務負担の増大が大きな問題となつてきています。また、地球温暖化の影響により、局地的な豪雨、台風の大型化による大規模な災害が発生し、甚大な被害をもたらしています。このようなことに対し、全世界が対応すべき課題となつていきます。

国内では、先に経験したウッドショックを踏まえ、海外情勢に影響されない国産材需給体制を早急に構築しようとする機運も高まり、木材自給率も40%まで回復し、今後も期待できるようになっていきます。

このようなことから、本年度決算も計画を上回る結果となりました。

来期につきましても、中期経営計画に沿って、買取による皆伐再造林、協定による川下への直接販売、現場毎の収支管理を徹底し、事業拡大を図るとともに、安全管理の徹底、人材育成、黒字安定経営を目指し役職員一丸となつて努力していきます。

最後に、昨年1年間の組合員皆様をはじめ、高知県、関係市町並びに関係機関の皆様のご理解、ご協力に衷心より感謝申し上げますとともに、今後ともご指導、ご鞭撻よろしくお願いいたします。

組合長の挨拶に続いて須崎市北澤一男氏を議長に選出し議事に入りました。令和4年度事業報告、令和5年度事業計画など6議案を、いずれも原案通り承認、決定し閉会しました。

損益計算書 (自 令和4年4月1日～至 令和5年3月31日)

科目		小計	合計	指導	販売	森林整備
事業総損益	事業総収益	461,681		0	145,720	315,961
	事業総費用	261,881		686	93,650	167,545
	事業総利益		199,800	△686	52,070	148,416
事業損益	事業管理費	145,444		5,794	27,643	112,007
	事業利益		54,356	△6,480	24,427	36,409
経常損益	事業外収益	3,277				
	事業外費用	402				
	事業外損益		2,875			
特別損益	経常利益		57,231			
	特別利益	3,514				
	特別損失	2,729				
特別損益			785			
法人税、住民税及び事業税			18,648			
当期剰余金			39,369			
前期繰越剰余金			71,407			
当期末処分剰余金			110,776			

令和4年度 剰余金処分案 (単位:千円)

摘要	内訳	小計	合計
I. 当期剰余金			110,776
II. 剰余金処分案			
法定準備金	当期剰余金の5分の1以上	8,000	
任意積立金		15,000	
出資配当金	出資金の2%	2,198	25,198
III. 次期繰越剰余金			85,578

総合貸借対照表 (自 令和4年4月1日～至 令和5年3月31日)

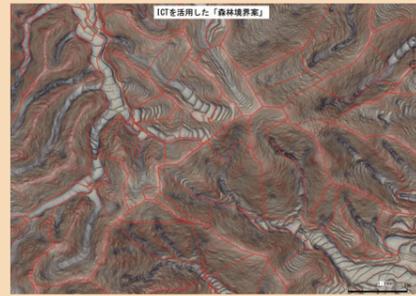
資産の部			負債の部		
流動資産	現金	286	流動負債	買掛金	3
	預金	136,721		短期借入金	0
	売掛金	5,555		未払金	83,881
	未収金	103,499		未払法人税等	18,648
	棚卸資産	50,424		預り金	10,116
	その他	12,560		受託販売預り金	29,651
	小計	309,045		前受金	16,975
固定資産	有形固定資産	202,791	小計	159,274	
	無形固定資産	3,225	リース債務	31,188	
	外部出資金	37,502	退職給付引当金	53,734	
	その他	13,632	役員退任慰労引当金	10,600	
	小計	257,150	小計	95,522	
合計		566,195	純資産の部		
			出資金	109,883	
			利益剰余金	201,516	
			小計	311,399	
			合計	566,195	



森林境界明確化事業について

令和4年度より森林境界の明確化にてICTを活用して調査を行うことが出来るようになりました。ICTの活用とは、航空レーザ計測データを解析して得られた資料や森林計画図等の既存資料を活用して「森林境界案」を作成することです。

メリット：所有森林の境界が分からない方、お住まいが遠方で立会が困難な方、高齢で山に登れない方などに「森林境界案」を示して同意を得られた場合は、境界確定が可能になります。(今までは、委任者がいなければ確定が出来ませんでした。)



令和5年度に須崎地区森林組合が実施する境界明確化の内訳

市 町	地 区	予定面積
須崎市	上分丙の一部	60ha
中土佐町	矢井賀の一部	85ha
土佐市	塚地の一部	45ha

森林経営管理制度に基づく意向調査について

須崎地区森林組合では令和3年度より管内の市町から意向調査について委託を受けています。令和5年度も同様に意向調査(アンケート等)に取り組んでいきます。該当する山林所有者の皆様には文書が届きますので、ご本人様の意向確認についてアンケートにご協力をよろしくお願いいたします。

以下の資料は参考に高知県のパンフレットを掲載しています。

この件についてご不明な点や質問等ございましたら森林組合へご相談ください。

森林所有者の皆さま

森林の手入れをしませんか。

高知県からのお知らせ

森林管理に関する意向調査のお知らせ

市町村が意向調査(アンケート)を行っています。

森林経営管理制度に基づく意向調査(アンケート)は、間伐などの手入れがなされていない森林を対象に、「森林を今後どのように管理していきたいか」など、所有者ご本人の意向を確認し、森林の手入れを進めるために行う大事な調査です。

アンケート用紙がお手元に届いた森林所有者の方は調査への回答をお願いします。市町村によって、意向調査の進め方が異なりますので、以下の内容をご了承ください。

- ★意向調査は対象となる森林を選定したうえで、順次実施します。
(※調査は一度に市町村の全域を実施するものではありません。また、選定の結果、一部の森林では実施されない場合があります。)
- ★準備に時間を要し、意向調査をすぐに開始できない場合があります。
- ★意向調査により、森林所有者の方に森林の経営・管理の方針を伺い、市町村で適切な管理方法を検討します。

意向を確認

意向を回答

・自ら管理
・管理を委託

意向を確認

森林経営管理制度は、手入れがなされていない森林について、市町村が森林所有者の方々と林業経営者(林業事業者)の仲介役となって森林の手入れを進める国の制度です。この制度を活用して健全な森づくりを進め、森林の多面的な機能を高めています。

森林は私達の生活や経済に大きく貢献しています。手入れをすることで森林の有する機能がより発揮されま

災害防止

地球温暖化の防止

水源かん養

木材生産

意向調査に関する問い合わせ先 / 所有森林がある市役所又は町村役場の林務担当課
制度に関する問い合わせ先 / 高知県林業振興・環境部森づくり推進課 TEL : 088-821-4574

●お問い合わせ先 須崎地区森林組合 TEL 0889-43-0030 業務課 担当:嶋崎

出資金証明書及び出資配当金通知書について

令和5年6月23日第48回通常総代会にて、出資配当が決定いたしました。それに伴い8月初旬に組合員の皆様へ「出資金証明書」及び「出資配当金について」を通知させていただきました。

それについてはたくさんのお問い合わせや返送をいただきありがとうございました。

また、「出資配当金について」をご返送いただいていない組合員様も多数いらっしゃいます。お手数ですが、ご返送くださいますようお願い申し上げます。なお、このお知らせと行き違いのあった場合はご容赦ください。

※須崎地区森林組合の組合員様で宛名や住所に変更のあった方には上記通知書が届いていない場合があります。思い当たる方は森林組合へお問い合わせください。ご連絡をお待ちしております。

◎出資配当の対象となる組合員様の条件

・令和5年3月31日時点で須崎地区森林組合の組合員資格のある方

◎今回の出資配当に該当しない組合員様

・令和5年4月1日以降に新規加入した組合員様は、今回の出資配当は対象となりません。

※令和4年度内の脱退を申し出た組合員様は該当しないため通知書は郵送していません。

組合員様に変更が生じている場合、以下の手続きが必要となります



名義変更

- 譲渡加入
- 相続加入(組合員様が亡くなられている場合)

脱 退

- 脱退届
- ※手続き書類がありますので以下の連絡先にご連絡ください。

◎お問い合わせ先

須崎地区森林組合 TEL 0889-43-0030 総務課

地籍調査の一筆地調査(現地立会)を 須崎市・土佐市・中土佐町にて行います

須崎地区森林組合では、市町村が主体となつて行う地籍調査の一部の、『一筆地調査(現地立会)』に平成24年度より参入しております。

今年度は管内の3市町と委託契約を結び『須崎市下分乙』『中土佐町上ノ加江』『土佐市市野々』の各地区の一部にて一筆地調査を実施いたします。

地籍調査とは一筆(※)ごとの土地の所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積を測量する調査であり、その工程内の一筆地調査とは原則その土地の所有者や代表者、若しくは相続人や相続人代表者の方に立ち会っていただき境界の確認を行う作業です。

地籍調査を実施することにより、境界や面積、土地に関する登記の情報が正確なものとなり、土地取引の円滑化や土地資産の保全、災害復旧の迅速化、適切な森林管理など多方面へのメリットが発生します。

また地籍調査の事業費は国土調査法に基づき、国・県・市町村が負担するため個人負担はありません。

しかしながら一筆地調査に

て境界確認が出来ない場合は『筆界未定地』となり、境界や面積、土地に関する登記の情報が不確定なままとなるため、土地の売買や抵当権などを設定する場合には相手方の承諾が必要になったり、相続、贈与、売買などでの分筆が困難になります。また筆界未定地を解消する場合には所有者間で境界を決定、測量し、法務局へ地図訂正と地籍更正の申請が必要となり、そのためには隣接所有者への境界立会依頼やその日程調整、専門家への調査・測量の委託や、登記手数料といった経費を個人で負担する必要があるため、大変な手間と費用がかかります。

今年度の関係者の方々には順次市町より案内文書を送送し、現地立会日のご連絡をさせていただきますので、何卒ご理解とご協力のほど、よろしくお願いたします。

※土地の所有権等を公示するために、人為的に分けた区画のこと。土地は「筆(ひつ)」という単位でカウントされます。登記所では一筆ごとに登記がなされ、土地取引等の単位となっています。

令和5年度に須崎地区森林組合が 実施する地籍調査(一筆地調査)の内訳

市 町	大 字	予定面積	対象筆数
須崎市	下分乙の一部	0.50km ²	1,222筆
中土佐町	上ノ加江の一部	1.60km ²	804筆
土佐市	市野々の一部	0.67km ²	296筆



地籍調査についてまんがで見られます。



まんが地籍調査QRコード
(国土交通省のWebサイトに繋がります)

経験者歓迎!! 求 人 条 件

須崎地区森林組合概要 〒785-0024 高知県須崎市安和925
就業エリア:主に、須崎市・土佐市・中土佐町・津野町(旧葉山村)
事業内容:森林整備全般(木材の伐採・搬出・販売事業・造林事業・地籍調査業務)

① 事務職員(総合職)	
仕事の内容	業務全般
必要な技能	普通自動車免許(AT限定不可)
対象年齢	平成6年(1994年)4月1日以降生まれの方
就業時間	8:30~17:30
休日等	土日祝日休み 年末年始休みあり
基本給	当組合規定による 通勤手当あり
求人数	1名

② 林業技術員	
仕事の内容	森林整備業務、造林作業、立木の伐採や重機オペレーター等
必要な技能	普通自動車免許(AT限定不可)
対象年齢	平成6年(1994年)4月1日以降生まれの方
就業時間	8:00~16:30 一月当り22日出勤
休日等	第2・4土曜日・祝祭日 振替出勤あり 年末年始休みあり
基本給	当組合規定による 通勤手当あり
求人数	2名

お問い合わせ先 須崎地区森林組合 TEL 0889-43-0030 総務課 担当:竹村



~機械化への取り組み~ 林業用苗木等資材運搬ドローン

現在、人工林皆伐後の再造林等における県内の森林資源の持続的な利用を促進するための取り組みが進んでおります。再造林経費の削減のためにコンテナ苗への利用や、鹿被害防除対策の必要性の高まりから、より多くの資材を再造林地に運搬する必要があります。ここでは、林業機械をシリーズ化で紹介してきましたが、第5回目の今回は、『林業用苗木等資材運搬ドローン』を紹介します。



Q. この機械はどんな作業(仕事)をするがぜよ?

A. 新植をする時に、今まで大変やった山に重たい苗木とか鹿用ネットを担いで上がりよったがを、このドローンが運んでくれるき人が担いで山に上がる必要がなくなるがよ



そうかえ、それやったら山の仕事もうんと楽になるねえ。

そうなが!高知の山は急傾斜地が多いき、山入っていくのにも一苦勞やけんど、ドローンを飛ばすことによって労務の負担も減って安全にもなるし、仕事が早くなるき造林経費の削減にもつながるがよ。



ドローンを使うメリット

- 特徴1. 運搬力(重労働だった苗木等資材運搬を、省力的かつ効率的に実施することを可能に)
人が歩いて往復80分かかかる山も、ドローンが飛ばばたったの5分。しかも人は休憩が必要ですが、ドローンはバッテリー交換するだけで休むことなく1日中運搬することができます。機体1台の作業スピードを人に換算すると、その差は15倍以上にまで効率化され、人件費削減にも繋がります。
- 特徴2. ウインチを使って苗木を昇降することで、山林での安全な飛行を実現
山林では、傾斜地や斜面に囲まれた場所などに苗木を下ろす場合がほとんどです。そのような場所では、機体が斜面に接触する危険が高まりますが、付属のウインチを使うことで、機体は安全な位置でホバリングした状態で苗木を降下することが可能になります。
- 特徴3. 苗木の運搬ルートを記憶させて自動飛行することで、さらなる省力化を実現
専用のソフトに出発地と目的地の情報を登録すれば、離陸と着陸以外の飛行については、ボタン一つで自動飛行を行うことが可能です。苗木の運搬作業は、同じ場所に繰返し荷下ろしを行うため、この機能を使うことで、省力的かつストレスフリーな飛行を実現します。さらに、飛行経路の安全を確認したあとの、一人作業による苗木運搬が可能になります。

Q どのような届出書を提出するのですか？

- A** 届出書の様式に記入のうえ、次の書類を添付して提出して下さい。
- ① その森林の土地の位置を示す図面(任意の図面に大まかな位置を記入)
 - ② その森林の土地の登記事項証明書(写しでもよい)、又は、土地売買契約書、相続分割協議の目録、土地の権利書の写しなど権利を取得したことが分かる書類

森林の土地の所有者届出書

年 月 日

市町村長 殿

住所

届出人 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

次のとおり新たに森林の土地の所有者となつたので、森林法第10条の7の2第1項の規定により届け出ます。

所有権の移転に関する事項	前所有者の住所		前所有者の氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)			
	所有者となつた年月日 年 月 日		所有権の移転の原因			
土地に関する事項	番号	土地の所在場所			面積 (h a)	持分割合
		市町村	大字	字 地番		
	1					
	2					
	3					
	計					
備考						

注意事項

- 1 新たに所有者となつた森林の土地について、その所在する市町村ごとに提出すること。
- 2 所有権の移転の原因欄には、売買、相続、贈与、会社の合併など具体的に記載すること。
- 3 土地に関する事項は、番号欄の番号に対応して、一筆の土地ごとに記載すること。
- 4 面積は、ヘクタールを単位とし、小数第4位まで記載し、第5位を四捨五入すること。
- 5 持分割合は、新たに所有者となつた土地について共有している場合に記載すること。
- 6 備考欄には、森林の土地の用途、森林の土地の境界の把握の有無その他参考となる事項を記載すること。
- 7 規則第7条第2項に規定する次の書類を添付すること。

(1) 当該土地の位置を示す地図
(2) 当該土地の登記事項証明書その他の届出の原因を証明する書面

※届出届の様式は、市町村役場などに備えられています。

Q 届出を出さないとどうなるのですか？

A 届出をしない、又は虚偽の届出をしたときは、10万円以下の過料が科されることがあります。



森林所有者となつた方は、立木の伐採を行う場合は市町村長に伐採及び伐採後の造林の事前届出、1ha超の林地開発(太陽光発電設備の設置を目的とする場合は0.5ha超)を行う場合は知事の許可が必要です(保安林では、立木の伐採等及び土地の形質の変更について、知事の許可等が必要です)。



森林の土地を取得したときは届出が必要です

～ 森林の土地の所有者届出制度の概要 ～

詳しくは、所有者となつた土地がある市役所・町村役場や、都道府県庁又は出先機関の林務担当までお問い合わせください。

Q なぜ届出制度ができたのですか？

- A** 森林の所有者が分からないと、
- ① 行政が森林所有者に対して助言等ができない
 - ② 事業者が間伐等をする場合に所有者に働きかけて森林を集約化し効率を上げられない



適切に森林整備を推進!

ことから、森林の土地の所有者の把握を進めるため、平成24年4月から森林法に基づく森林の土地の所有者となつた旨の届出制度が創設されました。なお、この届出により、森林の土地の所有権の帰属が確定されるものではありません。

Q どのような場合に届出が必要なのですか？

A 個人か法人かによらず、売買契約のほか、相続、贈与、法人の合併などにより、森林^{※1}の土地を新たに取得した場合に、事後の届出として森林の土地の所有者届出が必要です。面積の基準はありませんので、面積が小さくても届出の対象となります。ただし、国土利用計画法に基づく土地売買契約の届出^{※2}を提出した場合には、森林の土地の所有者届出は不要です。

※1 都道府県が策定する地域森林計画の対象となっている森林です。登記上の地目によらず、取得した土地が森林の状態となっている場合には、届出の対象となる可能性が高いのでご注意ください。

※2 国土利用計画法に基づき、次の面積以上の土地の売買契約をしたときは事後届出が必要です。
市街化区域:2,000m² その他の都市計画区域:5,000m² 都市計画区域外:10,000m²

Q どのように届出を行うのですか？

A 所有者となつた日から90日以内に、取得した土地がある市町村の長に届出を行います。相続の場合、財産分割がされていない場合でも、相続開始の日から90日以内に、法定相続人の共有物として届出をする必要があります。



届出書の提出

市役所・役場

Q 4 不動産を相続した場合、どう対応すれば良いですか？ 新制度のペナルティが不安なのですが。

相続人の中で**早めに遺産分割の話合い**を行い、不動産を取得した場合には、その結果に基づいて法務局に、**相続登記をする必要**があります。

早期の遺産分割が難しい場合には、今回新たに作られた「**相続人申告登記**」という簡便な手続（※）を法務局でとることによって、義務を果たすこともできます。

※相続人申告手続は、戸籍などを提出して、自分が相続人であることを申告する、簡易な手続です。

遺産分割の話合いがまとまった → **遺産分割の結果に基づく相続登記**
不動産の相続を知った日から**3年以内**にする必要(※)

早期に遺産分割をすることが困難 → **相続人申告登記**
不動産の相続を知った日から**3年以内**にする必要(※)

※令和6年4月1日より前に相続した不動産は、令和9年3月31日までにする必要があります。

Q 5 早めの対応が必要なのですね。相続登記について不明な点があれば、どこに相談すれば良いのですか？

お近くの法務局（予約制の手続案内を実施中）や、登記の専門家である**司法書士・司法書士会**等に、ご相談ください。

法務省では、新制度を紹介する**漫画**や、相続登記の手続を案内する**ハンドブック**も、提供しています。

法務省・法務局の名称を不正に使用した勧誘や架空請求などにご注意ください

詳しくは、こちらの**法務省ホームページ**をご覧ください。▶



不動産登記推進イメージキャラクター「トウキツネ」

法務省民事局
MINISTRY OF JUSTICE CIVIL AFFAIRS BUREAU

2023年5月版

備えて安心！令和6年4月1日から相続登記が義務化されます！

Q 1 知りませんでした！ 不動産（土地・建物）の相続登記が義務化されるのは、なぜですか？

相続登記がされないため、登記簿を見ても所有者が分からない「**所有者不明土地**」が全国で増加し、周辺の環境悪化や公共工事の阻害など、社会問題になっています。

この問題解決のため、令和3年に法律が改正され、**これまで任意だった相続登記が義務化**されることになりました。

Q 2 相続登記の義務化とは、どういう内容ですか？

相続人は、**不動産（土地・建物）を相続で取得したことを知った日から3年以内**に、相続登記をすることが法律上の義務になります。法務局に申請する必要があります。

正当な理由がないのに相続登記をしない場合、10万円以下の**過料**が科される可能性があります。

遺産分割の話合いで不動産を取得した場合も、別途、遺産分割から3年以内に、登記をする必要があります。

Q 3 義務化が始まるのは、いつからですか？ 始まった後に、対応すれば大丈夫でしょうか？

「相続登記の義務化」は、**令和6年4月1日**から始まります。ただ、今のうちから、備えておくことが重要です。

また、**令和6年4月1日より前に相続した不動産**も、相続登記がされていないものは、**義務化の対象**になります（3年間の猶予期間があります。）ので、要注意です。

NEWFACE!!
新人紹介



氏名 高橋 秀治
年齢 44歳
出身 津野町
趣味 ランニング



氏名 山下 敦己
年齢 45歳
出身 いの町
趣味 愛犬と遊ぶこと



氏名 竹内 慶子
年齢 41歳
出身 高知市
趣味 読書



氏名 的場 美都樹
年齢 26歳
出身 岡山県
趣味 ゲーム



氏名 國吉 悠佑
年齢 21歳
出身 高知市
趣味 スポーツ・筋トレ

材長	樹種	杉				桧			
	径級	直	小曲	曲	大曲	直	小曲	曲	大曲
4m	6~8cm	11,000		11,000		11,000		11,000	
	9~12cm	9,000		9,000		11,000		11,000	
	13~14cm					16,000			
	15~16cm	14,000		9,000	6,000~	22,000	17,000		
	18~22cm	14,000		13,000	8,000~	20,500	19,000		
	24~28cm	13,500		12,000		22,500	21,000		
3m	6~8cm	10,000		10,000		10,000	10,000		
	9~12cm	8,000		8,000		10,000	10,000		6,000~
	13~14cm					13,000	9,000		
	15~16cm	13,500		12,000	6,000~	21,000	15,000		11,000
	18~22cm	15,500		14,000	6,000~	19,500	18,500		13,000
	24~28cm	15,000		13,500		22,500	20,000		11,000
2m	13cm下	4,000				4,000			
	14~16cm	4,000				8,000			
	18~22cm	4,000		4,000		8,000			
	24~28cm	6,000		4,000		11,000		10,000	8,000
6m	16cm								
	18~20cm	22,000	19,000			28,000			

原木の市況は、燃料、資材の高騰、円安状況から住宅着工数の減少により、一時的にウッドショック前に戻った状態にありましたが、徐々に回復傾向が見られます。桧は構造材を中心に上昇傾向ですが、杉に関しては、集成材製品の価格値下げの影響を受け、売れ行きが芳しくない状況で引き合いが弱い状態が続いています。秋にかけて合板の生産状況の回復、住宅着工数の増加が見られれば、価格の上昇も期待できると思われま

上記は協定価格となりますが、材の品質および形状によってはこの価格とは異なります。

スギの買い気が特に弱まっており安値が続いております。ヒノキは現状維持。

※虫害が発生する季節です。伐倒後は早期の出荷をお願い致します。

スギ:18cm以上の材や黒・大曲・キズ等低質材は4m造材が有利。

ヒノキ:18cm以上は4m造材が有利です。18cm以下は3m造材が有利。

※10cm以下の小丸太の引合いが強いです。多数のご出材をお願い致します。

スギ、ヒノキともに5m、6m材につきましては、販売不調。3m、4m主体の造材をお願いいたします。

余尺:10cm程度の余尺を入れた造材をお願いします。なお、高齢木・良材は共販所へ別途相談して下さい。

40~60年生程度の一般材もしくは末口直径34cm以下の材は 元の根張りを外した造材をお願いします。

市況や造材方法についての相談は、お近くの共販所までお問い合わせください。